

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナポータルお知らせ機能の利用可能事務拡大

提案団体

三島市

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的な内容

マイナポータルお知らせ機能を個人番号利用事務以外の事務でも利用可能とすること。

具体的な支障事例

個人番号利用事務での利用に制限されている、国民向けプッシュ通知機能「マイナポータルお知らせ機能」について、個人番号利用事務以外の事務でも利用可能にすることを要望する。本機能は運用実績もあり有用なものであるが、利用範囲の制限があるため、広く利用できない。市から住民への郵送物のデジタル化を推進する中で、本機能を他事務で利用できない場合には、新たなシステムを導入する必要があり費用と期間が生じる。マイナポータルと連携可能な民間サービス「MyPost」が存在するが、「MyPost」利用に当たり、以下のような懸念が想定されることから、「マイナポータルお知らせ機能」を利用する方が住民利便性及び市の事務処理における利便性が高いものと思われる。

①利用登録について

「マイナポータルお知らせ機能」はマイナンバーカードとスマートフォンがあれば利用開始手続を即時オンライン完結できるが、「MyPost」については、次の理由により住民が即時利用開始できないとともに、特に高齢者にとって負担となるものと思料。

- ・マイナポータルと連携していたとしても、マイナポータルとは別途「MyPost」への登録が必要であり、その登録手続についても本人確認を要し、本人限定受取郵便（認証用コードの送付）での手續が必要とされていること。
- ・認証用コードの有効期限は30日と限られており、この期間を経過した場合は、改めて申請を行い、別の認証用コードを取得する必要があること。また、住所や氏名を誤って登録した場合、認証用コードを受け取れないだけでなく、受け取れない理由が誤入力であると気づくためには利用者自身が登録画面にて改めて確認する必要があること。さらに、誤入力だと気づいても、30日を経過しなければ入力した情報を修正して改めて申請することができないこと。

②事務負担について

「マイナポータルお知らせ機能」では、住民基本台帳と紐づけられた団体内統合宛名番号で宛先を指定するため手動での突合作業は不要だが、「MyPost」では宛先を特定する際、マイナンバーカード搭載券面事項入力補助AP上の4情報は外字が内字に置換されているため、氏名及び住所に外字を含む場合には、同サービスが持つ宛先情報と市基幹システムの宛名を手動で突合する必要があり、一定の手間が生じるとともに煩雑かつ不確実要素が存在する。

③費用負担について

マイナポータルは既にシステムが整備されているため特段費用は発生しないが、「MyPost」の利用開始にあたり、地方公共団体は日本郵便と契約する必要があり、導入費や運用費等が生じることとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市全般の事務における郵送等による通知をデジタル化でき、印刷費、封入封緘費等の郵送費用を削減できる。
既に運用している本機能を活用できれば、新たなシステム導入も不要で早期のデジタル化の実現が見込める。
また、スマートフォンにプッシュ通知が届き、内容を確認できるため、住民の利便性向上が見込める。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第4項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、羽後町

—

各府省からの第1次回答

公共サービスメッシュについては、令和7年度中の実装時において、個人番号利用事務での利用に制限されない、お知らせ通知を実現する情報連携基盤の機能も保有する予定で現在検討を進めております。
マイナポータルでは、この公共サービスメッシュとの連携に向けた対応を進めており、対応が完了すれば自治体からも個人番号事務に限定されないお知らせを送付できるようになる予定です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人番号利用事務での利用に制限されないお知らせ機能が公共サービスメッシュ上に令和7年度中に実装予定とのことだが、当該サービスを提供する際は「マイナポータルお知らせ機能」の上位互換となるよう、次の機能搭載を要望する。
・住民がスマートフォンとマイナンバーカードのみで利用登録できること
・「マイナポータルお知らせ機能」同様に手作業による突合を要さない簡潔な宛先特定機能を有すること

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

住民は、スマートフォンとマイナンバーカードを使用し、マイナポータルの利用者登録をすれば、公共サービスメッシュと連携したお知らせを受け取ることができるようになるよう対応を進めて参ります。
宛先の特定にかかる手法については、いただいたご意見を踏まえながら、突合にかかる作業負担等を鑑みながら検討を進めて参ります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁】

(9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)
(ii)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、公共サービスメッシュ(情報連携の基盤)と連携し、令和8年早期に個人番号利用事務(2条10項)以外の事務にも利用できるようにする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的な内容

マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】

里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

具体的な支障事例

現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

里帰り出産のため一時的に居住している妊婦の情報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間で共有することで、里帰り先の自治体においても、妊婦の相談対応や母子保健サービスの利用など、タイムリーな支援を行うことが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

○当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用できないという事例も生じており、住所地と里帰り先の自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。

○出産・子育て応援交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治体にお

いて、過去の面談の実施有無や受給歴の把握ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

各府省からの第1次回答

【こども家庭庁】

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

【デジタル庁】

こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

里帰り出産等で妊婦が自治体をまたいで移動する場合、その情報を体系的に把握し、居住地以外でも適切な支援が受けられるよう、統一した仕組みづくりが必要であると考える。

本提案は、マイナポータルをはじめとするデジタル手段の活用による仕組みの構築を求める提案であり、支障解決に向けての具体的な方策案等があれば御教示いただきたい。

なお、本提案については、内閣府の規制改革推進会議第10回人への投資ワーキンググループ(令和5年3月31日開催)でも提案し、令和5年6月16日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」において各省庁が取り組むべき内容が明記されたところであり、当該計画に沿った形で、自治体をまたいだ切れ目のない支援体制の構築に向け、より具体的な取り組みを進めさせていただきたいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

システムの構築がされるまでの間ににおける、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報共有・連携を検討するにあたっては、どのような情報の共有・連携が必要なのかといった検討が必要である。このため、今年度の調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしている。今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。

あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の間で情報連携を図るための実証事業(母子保健情報デジタル化実証事業)を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。

具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進とも併せて検討してまいりたい。

一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(9)(i)】【デジタル庁(6)(i)】

母子保健法(昭40法141)

里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的な内容

法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、様々な手続きにおいて、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。

【問題点】

行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。

登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしても法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。

【解決策】

当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動時間の削減が両立できる。

また、法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市

- 空家等の所有者等の調査等において、登記情報を得るための法務局への移動や申請後の待ち時間等に多くの時間を要しており、非効率であるほか、法務局自体も管轄範囲が拡大したことにより、処理数が増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。
- 庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公図や登記簿等の公用申請を行っている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることがあるが急用もあるため効率化できていない。担当課では、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求による登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの向上にもつながる。
- 各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。
混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。
- 成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると手続きが遅れることがある。
- 当市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出向いて公用請求を行っており、職員の負担になっている。
- 当市でも、複数の所属が、登記事項証明書等の取得に当たり公用請求に関する申請書を法務局に提出しており、登記情報連携システムを通じて登記事項証明書を取得することが可能になれば、取得に要する事務削減により、事務効率化を図ることできる。当市でも職員が毎日2回法務局へ出向き、登記事項証明書を取得しており、時間と手間がかかることから負担を感じている。
- 県税の適正な賦課徴収（滞納整理を含む）を行う上で、登記事項証明書を公用で取得する事例が多々ある中、県内10か所の登記所へ出向くには時間と労力に大きな負荷がかかっており、提案のとおり公用請求がシステム利用の利用可能対象となることは、業務の効率化に資すると考える。なお、令和4年度の関東甲信越地区税務主管課長会議において、同様の趣旨で、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」及び一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供システム」の効用利用の無償化について関係機関と協議を行うよう総務省に要望しており、同省からは法務省と協議する旨回答を得ている。

各府省からの第1次回答

現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

【デジタル臨時行政調査会作業部会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/>

(第19回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

　資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について

(第20回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について

この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル臨時行政調査会作業部会において、2030年予定の登記情報システムの次々期更改のタイミングでの完成が目指されているベース・レジストリの整備に関して、公用請求が登記情報の情報連携の対象となれば、職員の業務効率化や生産性向上に大いに寄与すると考えられることから、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担が軽減されるよう、地方自治体の実情を汲み取りつつ、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。なお、公用請求による登記事項証明書の取得に係る地方自治体の負担を軽減する方法が他にあれば、システム整備までの当面の対応として何らかの措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

多くの時間と人的コストがかかっているため、登記情報連携システムの利用を早急に可能にするよう意見が寄せられており、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

次々期システム更改の 2030 年の完成に至るまでの過渡期の期間においても、公用請求に係る事務負担軽減を図るため、既存システムの活用による対応など、早期に何らかの措置を講ずることについてご検討いただきたい。

2030 年までの過渡期において、どのような負担軽減の措置が可能か、方向性をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

登記情報の行政機関間の情報連携については、公用請求に関する対応を含め、登記情報の連携のための基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供を実現できるよう年内を目途に工程表を策定していく予定です。

(第1次回答の再掲)

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁】

(11)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。

(関係府省：法務省)

5【法務省】

(8)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：デジタル庁)

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止

提案団体

新潟県、福島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。

具体的な支障事例

管理栄養士国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県(本庁及び保健所)等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。

発行に当たっては、対面又は郵送により栄養士免許証(原本)等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。

一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許証の写しを受領の上、確認することも可能と考えられる。

【参考】提案団体における「免許等照合書」年間発行件数(令和4年度) 約30件(1件当たり所要時間 15~30分)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受験者の国家試験受験申込に係る負担及び都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

「第37回管理栄養士国家試験の実施について」(令和4年8月30日付け厚生労働省健康局健康課長通知)等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、宮城県、福島市、郡山市、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県、山口県

○当市においても厚生労働省の通知により、受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。発行に当たる当市では、基本対面により栄養士免許証(原本)や卒業証書(証明書)等複数の書類と免許等照合書の記載内容を照合しており、受験者及び本市において大きな負担となっている。

○免許証(写し)の添付や、国家資格等情報連携・活用システムにより、厚生労働省において受験資格を確認できる体制が整えば、各自治体の負担及び受験者の負担軽減になると考えられる。

○照合書で、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類・履修状況等本来試験実施機関が

確認すべき事項についても、保健所に確認の責任を転嫁しており、都道府県等及び申請者の過大な負担となっている。

各府省からの第1次回答

政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、「国家資格等情報連携・活用システム」において、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行っている。

加えて、管理栄養士国家試験の受験に係る手続のオンライン化に向けて、受験者と都道府県の負担軽減を図るためにご提案の「免許等照合書」等の添付書類の省略についても、オンライン化に係る一連の事項として検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨今の人手不足は地方行政においても顕著であり、年度末の繁忙期に集中する免許等照合書発行事務への対応には、非常に苦慮している。また、照合書の発行に当たっては、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類や履修状況等、本来、試験を実施する国(厚生労働大臣)が確認することが適切だと思われる事項についても、都道府県等が確認することとされており、都道府県等にとって過大な負担となっている。こうした受験者の受験資格の確認事務については、法令に特段の規定はなく、厚生労働省健康局健康課長通知により都道府県等に行わせているものであることから、オンライン化に係る検討を待たず、即時に事務の廃止について検討いただきたい。

また、仮に管理栄養士国家試験の受験に係る手続がオンライン化されたとしても、オンライン申請を利用しない受験者もいることが想定される。受験者及び都道府県等の負担軽減の観点から、オンライン申請を利用しない場合であっても、免許等の照合は、試験を実施する国(厚生労働大臣)で行うことを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

課長通知によって免許等照合事務を都道府県に依頼していることは不適切であり、当該事務の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、都道府県に行っていただいている「免許等照合書」に係る事務について、「国家資格等情報連携・活用システム」における管理栄養士国家試験に係る手続のオンライン化の取組との関係にも留意しつつ、都道府県の当該事務負担をなくす方向で検討し、令和7年度管理栄養士国家試験から適用する方向で調整したい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(1)(ii)】【厚生労働省(5)(ii)】

栄養士法(昭22法245)

管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、令和7年度管理栄養士国家試験から廃止する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

妊娠婦健康診査の広域化

提案団体

今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

- ①妊娠婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。
②県外で受診した妊娠婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。

例) 妊娠婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊娠婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)

具体的な支障事例

妊娠婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。当市においては、母子健康手帳交付時に、妊娠婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊娠婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還申請による負担がかかる現状である。また、償還払いの妊娠婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。(健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

妊娠婦健康検査受診票の広域利用を可能とすることで、妊娠婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、妊娠婦における行政支援(相談等)を幅広く行うことが可能となる。

根拠法令等

母子保健法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても県外での妊娠婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手

続きに来所されるケースが令和4年度は28件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり)

夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。

償還払いの妊産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。

○当市も同様の考え方であり、妊産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。

また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。

さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。

○妊娠から出産後の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているので、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。

○妊産婦健康診査受診票の広域利用のためには、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だと考える。

○当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査の費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において「課題等を把握」したうえで、今後どのような施策を講じるのか、そして具体的なスケジュールについてご教示いただきたい。また、本提案において支障解決に向けて前向きに対応いただけるという認識でよろしいか。

本提案の実現により、妊産婦の経済的・身体的・精神的負担軽減や行政支援の拡充(自治体間の情報連携による)が可能になると考える。令和5年6月13日に閣議決定された『子ども未来戦略方針』の「3つの基本理念」には、伴走型・プッシュ型支援への移行が掲げられており、「今後3年間の集中的な取組」には出産等の経済的負担の軽減が掲げられている。これらの施策の実現にも本提案は必要不可欠な取組と考える。

また、事務効率化の観点からも県外医療機関の受診に伴う償還払いの事務が不要となることで、事務量軽減に寄与する。事務軽減分を伴走型・プッシュ型支援の拡充につなげることで、里帰り中の妊婦が安全・安心して出産できる環境整備に向けた施策を講じることが可能になると考える。

追加共同提案団体から示された支障事例(新生児聴覚検査・保険適用等)及び、上記提案の実現による、自治体の垣根を超えた子育て家庭向けサービスの拡充としては是非前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

妊産婦の利便性向上や負担軽減のため、里帰り出産の場合など妊産婦検診の広域化は必要との意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

妊産婦健診の受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。
システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

妊婦健診受診票を里帰り先の医療機関等で利用できるようにするために、広域的な集合契約を行う必要がある。このため、今年度の調査研究により、現状の契約の状況について把握した上で課題を整理することとしており、妊産婦の利便性向上に向けてどのような対応ができるか検討を進める予定である。
また、自治体間の情報共有・連携についても、当該調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしており、今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。
あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の間で情報連携を図るための実証事業（母子保健情報デジタル化実証事業）を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。
具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進等とも併せて検討してまいりたい。
一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(9)】【デジタル庁(6)】

母子保健法（昭40法141）

(i) 里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

(ii) 妊産婦健康診査の受診票の利用に関し、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的な内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続きにおいて、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分：同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。

具体的な支障事例

保育料の決定(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)に関する事務手続きにおいて、対象者の住民税課税情報をマイナンバーによる情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトでは、「本人該当区分：同一生計配偶者」が取得できない。

市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、算定のため、被扶養者には、税申告や紙の課税証明書の提出を行ってもらう必要がある。算定のため課税証明書の提出がされない場合、技術的助言(自治体向け FAQ)のとおりいったん利用料を最高階層とするが、住民はマイナンバーの提出で税情報を提供している認識であり、住民の理解を得られない。

被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入 100 万円まで)もしくは収入 100～103 万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、より実態に近い階層区分で利用料を決定することができる。(※技術的助言(自治体向け FAQ)では、推計による保育料決定が認められている)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民にとっては税申告の手間や紙資料の提出などがなくなり住民のサービスが向上するとともに、保育料が最高階層にならず経済的な負担がなくなる。

また、市町村にとっては手続きの簡略化、事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 19 条第 8 号、別表第 2 の 116

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)第 59 条の 2 の 2

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条～第 30 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、沼津市、小牧市、草津市、大坂市、枚方市、熊本市、鹿児島市

- 当市ではマイナンバーによる情報連携が必要となるケース(保育料算定年度、市外に居住している場合)は、必ず保護者に課税証明書の提出を求めている。
- 当市でも同様の事例があり、保護者に対し、税申告や課税証明を依頼し、保護者の負担となっている。
- 同一生計配偶者の欄がないため、課税証明書等の添付書類が必要となってしまう。
- 近年、各種福祉、子育て、就学関連の施策において、一般的な所得証明書の記載事項を超える該当要件(課税標準、税額控除等の額、本人該当区分など)を用いる事案が増えているが、本件に限らず、情報連携ができないケースにあっては、引き続き所得証明書の提出が求められるため、記載事項の追加依頼などの対応に苦慮している。また、本来、市町村の事務でこうした項目を必要とする場合は、申請者に証明書提出の負担を求める手法ではなく、本提案のとおり、本人の同意(マイナンバーの提出等)に基づき、事務の所管部局が情報連携により必要な調査を行うことが妥当であると思料することから、提案事項に賛同する。
- マイナンバー照会をしても照会結果が不明のため、保護者に課税証明書の提出を求めたり、他自治体に問い合わせをしたりと、保護者にとっても自治体にとっても事務処理の負担や経費の負担が大きくなっている。

各府省からの第1次回答

地方税関係情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該情報連携により必要な情報を得られることが明白である必要がある。「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らず、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、連携項目として設定することが困難である理由として、「同一生計配偶者」については、未申告者か市町村民税非課税者かの判別ができないため」と記載されているが、提案書に記載のとおり、「被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入 100 万円までもしくは収入 100~103 万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、その結果、保育料は決定できる」ことから要望しており、「市町村民税非課税者かの判別」のために提案しているものではないことから、関係府省の回答は論拠に乏しいと考える。

なお、「未申告者について、推定によって保育料を決定すること」は、こども家庭庁(当時、内閣府)による技術的助言(自治体 FAQ)に則ったものである。

また、子ども・子育て支援事務の処理を行うシステムの標準仕様書(基本データリスト 2.0 版)では「控除対象配偶者」が管理項目となっている。標準仕様書は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が全国統一で必要な機能等について仕様を定めるものである。このことから、子ども・子育て支援事務における「控除対象配偶者」の情報は、全国統一で必要であることは明らかと考える。

当市では、マイナンバーを提出しているにもかかわらず、行政側で必要な情報が得られないことについて市民から毎年のようにご意見をいただいている。国が定める必要項目にもかかわらず行政側で情報を得られないことは、DX 推進の支障となっていることもからも、国が主導し一層の DX を進めるこのタイミングで、解決すべき課題であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

FAQ には「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当」となっており、また、利用者負担額の遡及適用についても(国の給付額の精算基準としては)遡及は行わない取扱いであることから、少しでも実態に近い階層区分で賦課決定するための情報として必要な情報と言えるのではないでしょうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間にといった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案自治体の要望に従い、税情報連携項目に同一生計配偶者の情報を追加したとしても、それにより把握することができるるのは、その者が同一生計配偶者であるということに留まる。同一生計配偶者となっている者であっても、その者が同一世帯に含まれるか否かや、市町村民税非課税者等収入 103 万円以下の者に該当するか、あるいは納税額の未申告者であって、実際の収入が 103 万円以下ではない者に該当するのかを判別することはできず、同一生計配偶者の情報を連携することによって保育料の算定に必要な同一世帯の情報を過不足なく得られるようになるとはいえない。

また未申告者の保育料の推定による算出が認められたり、他の情報を組み合わせることにより、全ての同一生計配偶者の保育料を推定できるようになることは、あくまでも事実上の取扱いに過ぎず、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠があるともいえない。

よって、当該地方税情報の連携に関して必要な情報が得られることが明白であり、かつ、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠があるということはできず、要望に対応することはできない。

令和5年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

署名用電子証明書の失効要件の緩和等

提案団体

特別区長会、郡山市、高知県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的な内容

現行制度では、住所異動等に伴い住民票の内容に変更があった場合、署名用電子証明書が失効するが、署名用電子証明書に住民票変更内容を自動的に反映すること等により、当該証明書に最新の住所等の情報が書き込まれている状態を担保しつつ、失効せずに引き続き利用することができるよう、失効要件の緩和及び住民票と署名用電子証明書を連動するためのシステム改修等必要な措置を講じていただきたい。
なお、昨年度において、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能となるよう、他団体より提案があったところだが、当該議論に本件も併せて検討していただき、必要な措置を講じていただきたい。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加しており、今後も増加していくことが想定される。この内、住所異動等に伴い、住民票の内容に変更があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条及び第15条の規定により、署名用電子証明書は失効することとなっている。署名用電子証明書が失効となった対象者については、再度窓口にて手続を行わなければならず、手続に係る負担が大きい。※当区では、住民票の内容変更に係る令和4年度窓口受付件数(署名用電子証明書失効対象)は、約48,000件である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所異動等があっても署名用電子証明書が失効せず引き続き利用できるようになることで、再設定手続の必要がなくなるため、住民の利便性の向上、地方公共団体の事務負担軽減につながると考えられる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条、第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、仙台市、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、三郷市、千葉市、小平市、浜松市、豊橋市、半田市、高槻市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、井原市、東温市、八女市、熊本市、宮崎市

○署名用電子証明書を失効及び発行することにより、手続きの時間が長くなっている。暗証番号がわからない

場合は暗証番号の再設定手続きをすることになるのでさらに事務手続きが増えている。

○住民異動等について、マイナンバーカードを所持している方が待ち時間や手続きの負担が多く、またマイナンバーカードの取得率が上がるほど自治体の事務負担も増えている。

○当市では、住民異動により自動で署名用電子証明書が失効するところ、その認識を持たない住民が一定数存在しており、電子サービスを利用した際に初めて失効していることに気付くケースが散見される。そのため、署名用電子証明書が自動失効する理由及びマイナンバーカード関連手続の煩雑さ等に関するクレームが多発しており、対応に苦慮している。

○住所異動を代理人が行った場合、電子証明書の更新は、本人あるいは本人宛に送付した回答書がないと行うことことができず、お客様の負担となっている。電子証明書と住民票を連動し、失効することができないような措置を講じていただくことで、窓口及びお客様双方の負担軽減に繋がる。

○併せて電子証明書一時停止解除における署名用電子証明書失効の必要性についても、個人番号カードの一時停止時に署名用電子証明書の不正利用の可能性が回避され、安全性が担保されるため、当該失効要件の緩和について検討していただきたい。

○世帯員が複数の世帯が住民異動届出する際は、専らその世帯の代表者1人が来庁して手続きを行う。異動した世帯員全員がマイナンバーカード(以下「カード」という。)を持っている場合、住民異動届に伴い失効した署名用電子証明書の発行申請は来庁した代表者が行うことはできないことから、保有者が手続きすることとなるが、来庁していない場合は後日来庁を求め、代理人が手続きする場合は照会兼回答書の持参により再来庁を求める必要がある。カードの利便性への期待が上昇している昨今、カードを持っているが故、世帯員全員の来庁が必要になることへの理解や、カードを持っていなければ1回の来庁手続きで済んでいたところが、カード持っていることで再来庁が必要なケースが発生している等、手続き負担が増加している状況では住民理解が得にくい。

○署名用電子証明書の再設定自体は、スムーズにいけば1件5~10分ほどでできる作業ではあるが、手続きする市民が、署名用電子証明書の暗証番号を失念しているケースも少なくなく、その場合、暗証番号の再設定を行う必要があり、さらに10分程度の時間を要している。本提案が採用されれば、特に住民異動の繁忙期などに、相当の事務負担の軽減と混雑緩和が期待できる。

○マイナンバーカードの所有者が増加しており、住民異動等に係る署名用電子証明書の失効に伴う、新規発行の手続き件数が増加している。今後も人口の約8割りが所有するようになり、署名用電子証明書を利用するシーンが拡大すれば、一層の負担増となる。

○住所異動等に合わせ、署名用電子証明書が失効することによる事務負担は、市民、地方公共団体双方に大きいと考えられ、当市においても繁忙期における住民窓口の混雑の一因となっている。転入、転居の手続きの効率化やオンライン化の大きな足枷となっていると考える。

○具体例を挙げると、同一世帯の妻が夫のマイナンバーカードを持参し、券面記載事項変更を行ったが、署名用電子証明書については手続きができないことがある。この場合、市民へ「券面上の更新は終わっているが、署名用電子証明書は失効していること」を説明する必要があり、また、市民からもなぜ一緒にできないのかとご意見をいただくことも多い。行政での負担減・市民の利便性増のためにも、失効要件の緩和及びシステム改修等の措置を講じていただきたい。

○せめて転居については失効しないように緩和していただきたい。また、オンライン化についても是非検討していただきたい。

○当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。

○住所異動により署名用電子証明書が失効し、再発行に一定の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が採られているため、住所異動があった場合も含めて、自動で住所を書き換えることができません。

したがって、住所異動等があった場合には、古い住所等が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい住所等が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については実現が困難です。

なお、ご提案の「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において「更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する」としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民票の内容が変更されるたびに署名用電子証明書の新規発行手続きが必要となり、それに伴う暗証番号の初期化作業が必要となるケースが多数生じているが、当該作業などによる窓口での事務負担は国のマイナンバーカード取得促進に伴い年々増加しているところ、住民票の情報が変更された場合も署名用電子証明書を失効せず、当該情報のみ変更するなどの措置を講じることが事務負担軽減策として現実的であると考える。また、変更の際の窓口での本人確認は引き続き実施され、改ざん防止の措置はとられていることから、本提案の実現が困難であるとの回答は合理性がないと考える。

なお、マイナンバー交付率が上昇し、今後もマイナンバー関連の窓口件数は増え続けることが予想されるところ、今回の回答にて実現困難とされた要因が技術的なものであるならば、システム改修等を含めた積極的な検討を改めて強く要望する。

また、「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」とすることについては、今後のマイナンバー更新時期を迎えることに伴う、市区町村窓口の負担増及び住民の利便性向上を十分に考慮の上、至急積極的な検討を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能とすることについては、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえて、早急な対策を要望するとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が採られているため、記録事項を書き換えることができません。

したがって、住民票の情報が変更された場合には、古い情報が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい情報が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については実現が困難です。

一方で、電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、市区町村窓口の負担減及び利便性向上を図ることは重要であると考えているところ、更新時における本人確認をオンラインにより実施することなど、利用者の利便性向上に向けて、国際的な基準や技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(7)】【総務省(16)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)

個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度までに省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できること

提案団体

広島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的な内容

地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。

具体的な支障事例

当県では、令和元年度から、子どもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子どもたちを守り、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「子どもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「子どもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要な子どもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。

本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童の福祉のために課税情報が使用可能となることで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると考えている。

根拠法令等

地方税法第22条、児童福祉法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県

○令和6年度から施行される改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化など、市町村における取組が拡充されたところである。第一義的な児童家庭相談窓口となっている市町村においては、児

童虐待のみならず、ヤングケアラーや子育てに困難を抱える世帯の早期発見・把握は重要であることからデータ連係は有用であると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方税に関する情報に対し、地方税法により課せられている守秘義務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供・利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。

本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでない者やリスクが低い者を含むあらゆることもや家庭を対象として、児童虐待リスクを判定するための材料の一つとして地方税に関する情報を利用することは、上記のような守秘義務を解除する要件を十分に満たしているとは認めがたいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法により課されている守秘義務と同様に、福祉、母子保健、教育など他の行政事務に課されている守秘義務も極めて重要であると認識しているが、目的外利用の整理の上、本件データ分析に活用できている現状がある。

なお、当県の事業で把握したいのは、児童虐待のリスクだけではなく、児童虐待や不登校など様々なリスクの要因となる子供の貧困も含むリスクである。そのような子供や家庭を早期に把握し、予防的に支援を行うことは、心身ともに健やかに成長する子供を増やすことに繋がり、社会的意義が大きいと考えている。

また、子供の貧困は、福祉の支援を受けていない家庭においても生じる問題であり、家庭からの申請を待っていっては支援が遅れる恐れがあるため、福祉のデータだけでなく、課税情報のように連続的なデータからスクリーニングなどを行うことが早期の支援には効果的と考えている。

このような事例が「当該情報の利用が真に必要であると認められる場合」ではないとする、具体的にどのような事例ならば解除されるのかお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の実施する事業の意義等を考慮した上、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

課税情報によって児童虐待につながることが必ず判明する訳ではないため、地方税法第22条の守秘義務を解除する根拠としても理解が得られるとは考えにくいとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

地方税の事務に従事している者がその事務に関して知り得た個人の秘密をその意に反して第3者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、ひいては納税者の税務当局に対する信頼を失わせ、税務行政の適切な遂行を損なうおそれがあることから、地方税法第22条はこのように秘密を漏らした場合においてはこれを罰することとしており、地方公務員法上の守秘義務(第34条)よりも罰則を加重している。こうした中で、地方税法第22条の守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。

こどもや家庭に関する様々なリスクについて、その有無が定かでない者やリスクが低い者を含む、あらゆることもや家庭を対象にしたスクリーニング等を行うための材料の一つとして税務関係情報を利用することは、上記のようなケースに当てはまるとは考えにくく、守秘義務を解除することは困難であると考える。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること

提案団体

仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、角田市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードについて、ハードウェアトークンとして使用できるよう、より利用者の利便性向上を考慮した制度設計にすることを求める。

具体的には、カード券面への氏名や住所、本人写真の表示等の記載を不要とし、情報は全てICチップに格納する。併せてカード交付時に生体要素として指静脈を追加するような制度設計に改めていただきたい。また、不正読み取りなどのセキュリティ確保を施したうえで、電子証明書の有効期間をカード有効期間と同一としていただきたい。

具体的な支障事例

住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード（以下「カード」という。）の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があり、自治体窓口では説明に苦慮している。

また、カードに顔写真が印刷されているが、申請時の顔写真を利用した2Dデータのためカード交付時の顔認証システムで比較するが、本人拒否率が高く、職員による目視で本人確認を行っており基準が統一できない。よって、カード交付後に医療機関で保険証として利用する際も病院で使えないという苦情が寄せられているところである。

本人の真正性は所有、知識、生体を組み合わせた多要素認証を経て担保されるものと思われるが、カードリーダで読み込むことを前提とすれば、既に医療機関においてもカードを読み取ることで保険証を確認しているところであり、カードの券面における住所等の表記省略も可能と考える。

また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。暗号はいずれ危険化するものだが、現状では RSA 鍵長 2048bit 以上であることを鑑みれば、カード本体の有効期限と合わせることが可能と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

券面への情報等の記載を不要とすれば、サインパネルの余白が無くなるたびに行っていた申請手続き等が必要なくなり、有効期限までマイナンバーカードが利用できる。併せて、指静脈認証により本人拒否率、他人受入率が減少し、より強固なセキュリティが担保される。顔認証の他に指静脈認証も追加されるため、利用するサービスの本人受入率が向上する。また、暗証番号を忘れた場合の暗証番号再設定による来庁が不要となり、市町村窓口の事務負担減少につながるとともに、無記名に伴うプライバシーの確保也可能となる。

また、電子証明書の有効期間をマイナンバーカードと同一とすれば、電子証明書の更新のための来庁が不要となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第1条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第25条、別記様式(第25条関係)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第5条、第24条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、小山市、桐生市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、吹田市、高槻市、西宮市、東温市、八女市、宮崎市

- 住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があり、自治体窓口では説明に苦慮している。また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。
- 当市では、住民異動届を行う頻度の高い働き世代の住民はマイナンバーカード(以下「カード」という。)の保有率も高い傾向があり、券面事項の追記欄に余白が無い場合に必要なカードの再申請から受領までの期間についての意見や苦情を受けることがある。また、カードを保有している住民の方がカードを保有していない住民に比べて、カードの券面事項変更等の処理の関係上、住民異動届の手続に係る待ち時間が長くなり、カードの利便性を感じられないといった意見も受ける。このため、カードの利活用の推進と同時に、カードの保有に伴う各種手続の簡素化を図るべきであると考えている。
- マイナンバーカード券面のサインパネルの運用については、余白部分を拡張する等、仕様の変更を検討すべきである。
- 【券面記載事項削除について】マイナンバーカードの券面記載事項変更は住所異動届の度に発生するものであり、窓口での負担が増大しており、デジタル化を推進しつつも市民は窓口での待ち時間が増えているといった不利益が生じてしまっている。また、サインパネルにも物理的な限度があり、券面満杯になるたびに再申請することになるのも、市民から不便との意見をいただくことが多い。
- 【電子証明書の有効期間について】電子証明書の更新だけでよいのに、カードの再発行が必要と勘違いし、多数問い合わせが寄せられている。セキュリティ面については考慮する必要はあると思うが、カードと電子証明書の有効期間を同一にすることで、窓口への来庁も不要となるため、市民の利益につながるように思われる。
- 当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。市民に届出書を書かせないスマート窓口事業を進めており、マイナンバーカードをカードリーダーに読み込ませるのが住所異動届出時の標準のオペレーションになると予想されるので、本人の真正性が担保されるのであれば、自治体及び利用者の負担軽減にもなる。
- 住所の異動等があった際はマイナンバーカードの券面の追記欄に記載をするが、追記欄が満欄になった場合は、マイナンバーカードの再発行が必要となり、一定の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に記載のとおり、次期マイナンバーカードの導入に向けた検討の場として設ける「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」において、暗号アルゴリズム、偽造防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長等について検討を行ってまいりたい。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー利用事務等の実施者の事務については、現状の手入力や目視といったアナログな事務プロセスだと他人の情報と連携してしまう恐れがあることから、デジタル社会実現に向けて、例えば、カードリーダを用いた情報取得を可能とすれば、住所変更等のたびに生じていた手入力が不要となり、マイナンバー利用事務等の実施者の事務負担軽減が図られるものと思われる。マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務等の実施者への影響を踏まえることは重要だと理解するが、上述したような見直しの方策も含めて、券面記載事項の削減を検討されたい。また、マイナンバーカードの身分証明書としての機能についても、例えば、生体要素として指紋認証を追加し、所有要素及び生体要素の二要素認証によるデジタル的な本人確認が可能となれば、マイナンバーカードに記載事項がなくても本人の真正性は担保されると思われるところ、当該制度設計及びインフラ整備について検討いただきたい。なお、電子証明書の有効期限の延長についても、引き続き前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一については、利便性向上の観点からも提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

頂いた御意見も含めて、今後「次期マイナンバーカードタスクフォース」において検討してまいりたい。

令和5年 地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(8)(ii)】【総務省(17)(ii)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

個人番号カードの記載事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条)の見直しや同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中につても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- ①採用申請 約1,000件／年
- ②返還免除・猶予申請 約500件／年
- ③返還者等の現況確認 約3,500件／年

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりを感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【こども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。